

第13回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年1月22日(木)午後1時15分から午後3時20分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 金谷暁(委員長), 高橋一郎, 寺島由浩, 二瓶由美子, 辺見俊彦,
村上満男, 山口哲子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

柳田事務局長, 佐竹民事首席書記官, 齊藤刑事首席書記官, 佐々木事務局次長,
長沼総務課長, 内山刑事訟廷管理官

(庶務)

松井総務課課長補佐, 栗田総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(金谷委員長)

2 議事

- (1) 福島地方裁判所郡山支部刑事棟の紹介(DVD上映, 説明)
- (2) 裁判員法廷等を紹介したニュース番組の紹介(DVD上映)
- (3) 裁判員候補者名簿記載通知の発送等について, 齊藤刑事首席書記官より説明
- (4) (3)の説明についての質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】
 - 先ほどの番組の中で, 審理にかかる時間が分からないという県民の声があったが, 福島地検では, 審理に要した時間の測定結果をホームページに掲載している。現在, 3件分を公開しているが, 今後, 裁判員裁判対象事件すべてを対象に測定し, 公開する予定である。
 - 裁判員が加わる実際の審理は, 休憩等を挟むことが多くなると思われるので, 若干時間が延びると予想される。
 - 裁判員候補者名簿記載通知は, 県内でどのくらいの人に送付されたのか。また,

調査票の回答は、どの程度戻ってきているのか。

◎ 県内では、福島本庁1150人、郡山支部2350人、合計3500人に通知した。また、返送された回答票は、現在、就職禁止事由や辞退事由の有無など内容の確認中であるが、回答状況については、今後、最高裁から何らかの形で公表されることになると思う。

○ 最初に想定した人数で、裁判員候補者が足りなくなることは考えられるか。

● 初めてのことなので、いろいろな場合を想定して人数を決めている。今年は、早くて7月末から期日が入ることになり、実質は半年分くらいであるので、余裕を持った候補者選任をしていると言える。

仮に候補者が不足した場合は、追加の選任も可能だが、それはまた大変な作業になるので、そのようなことにはならないようにしている。

○ 会社の重要な仕事があるとか、いろいろな理由で辞退を申し出る人も多いと思うが、どの段階で選別されるのか。

◎ 辞退が認められるかどうかに関して御都合をうかがう場面は、名簿記載通知のとき、具体的事件が係属し、呼出状を送付するとき及び選任手続当日に直接質問するときの3回である。今回行った1回目の通知は、まだ日程は決まっていない段階で、今年中に選任される可能性があることとお知らせするもので、具体的事件についての2回目の通知の際に裁判の具体的日程をお知らせすることになる。実際に事件が係属し、裁判員候補者の方に2回目の通知が届くのは、早くても6月半ば以降である。

また、辞退を希望したからといって、当然に認められるということではない。例えば、仕事の都合を理由とする場合には、その内容等による。単に忙しいということだけでは認められない。

○ 裁判員候補者に事件の具体的内容が知らされるのはいつか。

◎ 選任手続当日にお知らせすることになる。

○ 3500人のうち何人くらいが裁判員に選ばれるのか。また、この人数は今年1年分ということか。

● 名簿は1年毎に更新される。

- 福島本庁では、年間10件前後×6人が裁判員に選任されることになる。
- 選任手続にお越しいただく候補者は1事件当たり50人から100人程度を選ぶので、候補者名簿に記載された人全体の2分の1以上にはなる。
- 裁判員候補者と同じ時期に検察審査員候補者名簿に記載された方にも検察審査員候補者名簿への記載のお知らせを発送し、問い合わせについては裁判員候補者と同じくコールセンターで対応している。
- 検察審査会というのは馴染みがないが、どのようなことをするのか。
- 裁判員と同じように一般市民から無作為に選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分の相当性、妥当性を審査するもので、6か月間ごとの任期制になっている。
- (5) 裁判員制度に関する広報について、柳田事務局長より説明
- (6) (5)の説明についての質疑応答等の要旨【●＝委員長，○＝委員，◎＝説明者】
- 裁判所では定期説明会を実施しており、個人でも団体でも申込みがあればいつでも受け入れている。また、講師派遣は休日や夜間にも行っている。
- 裁判員制度は、短大でも職務専念義務免除の問題があり、休講などの関係で教員にも影響が大きい。大学の講義で、裁判所見学や裁判員制度についての説明をしているので、学生の周知度は高いが、会議の席上で、教員の裁判員制度に関する基礎知識があまりにも低いことを知って驚いた。
事業所から制度説明などの要望はあるのか。
- ◎ これまで工場や病院などにも講師派遣をした。要望が増えている状況である。
- 検察庁では、これまで約3万5000人の県民に制度説明を行っている。
- 事業者を動かすのは難しいということ意識する必要がある。
- 最高検察庁のトップが事業所を相当数回っている筈である。
- 教員は忙しく、一人で知識を得ても周りに周知する余裕がないので、広がっていない。
- 私学の団体は外部評価などやらなければならないことが多く、まだ自分のこととして考える人が少ない。今後、候補者になる人が増えてくれば、もっと興味を持ち、話題にもなるのだと思う。

- 裁判員候補者として選ばれた場合，経営者に理解してもらうことが大切であるという意識で取り組んできたが，まだすべての団体をカバーできていないかもしれない。
- 商工会議所の広報誌で裁判員制度の説明と福島地方裁判所長のインタビューが掲載される。働いている人に安心して参加してもらうためには，経営者に意識を持ってもらうことが必要なので，会議所内で時間をとって話し合いたいと思っている。
- 集まりの機会があれば，喜んで裁判所から出向く。
- 女性団体などの意識はとても高く，県内各地域で取り組んでいる。先日も，所属する団体で裁判所の方から制度について説明をしていただいた。
- 説明会や講師派遣は，本庁，郡山だけでなく，他の支部でも対応しているので，要請していただければと思う。
- 検察庁では，県内の祭りなどの人の集まるところに出向き，うちわを配ったりして制度をアピールしている。
- 広報活動に関して，他に観点や方法などのアイデアはないか。
- 昨年の秋以降，新聞，テレビ等でかなりの報道がされており，制度についての周知はされてきていると思うが，通知をもらって心配なのは，本当に自分ができるのか，責任を果たせるのかということだと思う。裁判官がリードをしてしまうのではないかと懸念もある。事前に不安を軽減するための仕組みが必要ではないか。不安な気持ちを相談できるような窓口の設置が考えられる。
- 最高裁のホームページや裁判員制度のウェブサイトをご覧いただくと，Q&Aがかなり充実している。そのようなものがあるということがどれだけ周知されているのが問題となる。
- 制度を市民に浸透させるには，そもそも裁判員制度の意義は何か，なぜ市民の意見が必要なのかについての理解が必要である。我々報道もその辺りを掘り下げるという方向性を考えている。堅いテーマであるが，開かれた司法の在り方とともに，メディアの報道の在り方も同時に問われている。
- 制度が始まることは周知されていても，参加意欲が高まっていかないのは，どのようなところに原因があると考えられるか。
- 理屈の上では裁判員制度導入は望ましいことと思っているが，なぜ素人の参加が

- 必要なのかメディアの報道が必要である。具体的な事件を見聞きすると、参加意欲が下がってくると思う。そうすると、裁判員を断る理由について知恵を絞るなど、逆の方向に行ってしまう。事件に巻き込まれるのは嫌だという人が無理に参加させられることへの抵抗感が和らぐように、メディアの方には制度の意義を説得してほしい。
- 民放連が報道の指針を示したように、司法の報道に当たり、世論を扇動するようなワイドショー的な報道の在り方は改めなければならない。
 - 司法制度改革の議論の中で、制度に否定的な動きもあり、憲法違反であるという意見もあるが、この点について最高裁はきめの細かい対応を進めているのか。
 - 具体的な事件が係属し、その中で主張されることがあれば、判断が示されることになると思う。
 - 地方紙が5～6回のシリーズで、制度の意義、根本的な部分について一般市民に向けて情報を発信したらどうか。裁判員制度には、量刑の問題、1審の量刑が2審、最高裁でどう評価されるのか懐疑的な見方もある。
 - 裁判所も周知活動を頑張っているが、年数千人というところだと思う。マスメディアを利用すれば、何十万の人が一気に目にすることになる。検察審査会制度は、起訴処分という参加の結果が見えることになるが、裁判員制度は成果が見えないので比較が難しい。多くの人に制度のことを知っていただき、不安を解消するために、メディアをもっと有効活用する必要がある。
 - 主婦層に向けた広報紙を使ったのはよかった。一般的な学生や保護者は、テレビもドラマやバラエティ番組だけで、ニュースや報道を見ない。新聞の購読者数や全国紙と地方紙の併読率も減っている。そのような社会的な情報に触れようとしない人が無知のまま理由なく否定的な方向に進んでしまうことを危惧する。それは教育の問題でもあり、難しいが、街の情報誌と繋がることは非常に効果的である。
 - 所長がテレビ出演してインタビューに答えるというのはどうか。
 - 賛否両論がある制度なので、メディア側からのお願いとしては意義とともに問題点も伝えてほしい。市民の意識を反映させる制度というが、評議、評決のプロセスからそれが見えないという意見もある。裁判員に対する会見などの機会があれば、それを通じて市民の意識が反映していることを伝えたいと思う。

- 評議の秘密に触れないような形で行う必要がある。
- 参加について不安や嫌だという声もある。そういった不安の軽減には、裁判官の影響力が大きいので、裁判官のサポートがほしい。
- 模擬裁判では、一部の人が議論をリードしてしまうことのないように、裁判官が順番に当てるなど工夫して、気を遣って運営してくれている。ところで、記者があまり模擬裁判を傍聴してくれていないことが気になっている。本番は非公開なのに、模擬裁判を通して見ないと、どこが難しいのか理解できないと思う。ホームページの話をして記者が見ていない。記者にはもっと好奇心を持って、もっと勉強してほしい。
- 記者の間につまみ食いのようなスタイルが蔓延していることは確かである。そこで、裁判員制度のスタートに対応できるように、郡山の記者を1人増やしたところである。
- 初めて模擬裁判をやったころは、記者の参加意欲も高かったように思う。
- このような重要な法案がいつ通ったのか。
- 平成16年に法律が全会一致で通った。参議院でも反対は2人だけだった。
- 模擬裁判の大事な部分を10分くらいテレビで放送できないか。そうすれば不安が解消されるのではないか。
- 最高裁が制作した裁判員制度広報用映画には30分くらいのダイジェスト版があるので、それが分かりやすいと思う。

6 次回の予定等について

- (1) 次回の議題は、各委員から随時募集し、追って設定することとした。
- (2) 次回開催期日を平成21年7月6日(月)午後1時15分からとすることで了承された。

第5 閉会